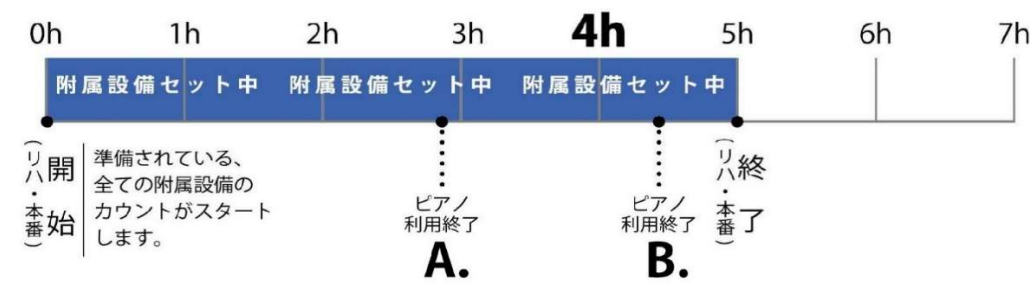


※参照 「附属設備利用料(設備・備品利用料)」利用回数の算定基準

- ① 附属設備の利用には、リハーサル・本番ごとに回数分の利用料がかかります。  
下記に該当する場合はリハーサルと判断し、1 回分の利用料が発生します。  
また、本番が 2 回公演等、複数回ある場合は公演回数毎の利用料が発生します。
  - a. 演者が舞台上がり、音響、照明、舞台機構、いずれかの附属設備を利用する。
  - b. 裏方が「転換稽古」のために、30 分以上音響、照明、舞台機構に関する附属設備を利用する。
  - c. 「明かりづくり」や「音づくり」を 30 分以上行う。
- ② リハーサル、本番がそれぞれ開始から 4 時間を超えた時点で、使用の有無に関わらず準備された全ての附属設備に対し、更に 1 回分の利用料を加算します。  
但し、ピアノは例外としリハーサル、本番開始から 4 時間以降使用がなければ超過分の加算は行いません。



- A. の地点でピアノの利用を終了した場合…ピアノ以外の附属設備は 2 回カウント、ピアノは 1 カウントになります。
- B. の地点でピアノの利用を終了した場合…ピアノと附属設備は 2 回カウントになります。

- ③ ②の 4 時間カウントに伴い、昼・夕の休憩時間が「1 時間未満」の場合と、「1 時間以上」の場合で、既に設置されている附属設備利用料の算定が変わります。

- ・休憩が 1 時間未満の場合  
連続利用時間とみなし、利用料算定時間の対象とします。
- ・休憩が 1 時間以上の場合  
附属設備が設置されている状態でも、休憩時間中は、利用料算定時間の対象外となります。

## ○ 那覇市パレット市民劇場条例（平成 27 年 4 月 1 日施行）抜粋

### 第 1 条(設置)

市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため、那覇市パレット市民劇場(以下「市民劇場」という。)を設置する。

### 第 7 条(利用許可の優先)

市民劇場の利用許可は、利用の目的が舞台芸術活動である場合を優先する。

### 第 10 条(利用許可の取消し等)

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこれに基づく規則若しくは許可条件に違反したとき。
- (2) 利用者が、正当な手続によらないで利用の目的、内容等を変更したとき。
- (3) 災害その他不可抗力により市民劇場の利用ができなくなったとき。
- (4) その他利用が不相当と認められるとき。

2 前項の規定に基づく利用許可の取消し又は利用の制限若しくは停止によって利用者が被った損失については、指定管理者はその責めを負わない。